

# 山口県報

令和7年  
1月31日  
(金曜日)

## 目次

○告示

土砂災害警戒区域の指定の解除(四件)(砂防課)……………一

土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………二

土砂災害特別警戒区域の指定の解除(四件)(砂防課)……………二

土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)……………三

○公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………四



### 山口県告示第二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第百三十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
徳地堀(15)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路建設課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第百二十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
朝倉町(4)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路建設課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第百四十二号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
玖珂町(57)、玖珂町(72)、玖珂町(83)

二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第二十三号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百九十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

青木町(一)(10)、錦見(一)(8)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第二十四号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和七年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

朝倉町(二)(4)、徳地堀(二)(15)  
区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

青木町(一)(10)、玖珂町(一)(57)、玖珂町(一)(72)、玖珂町(一)(83)、錦見(一)(8)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第二十五号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第三百三十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

徳地堀(二)(15)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部

道路建設課に備え置いて縦覧に供する。

### 山口県告示第二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第二二十九号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
朝倉町(二)(4)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路建設課に備え置いて縦覧に供する。）

### 山口県告示第二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第三百四十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
玖珂町(一)(57)、玖珂町(一)(72)、玖珂町(一)(83)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

### 山口県告示第二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百九十四号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和七年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
青木町(一)(10)、錦見(一)(8)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

### 山口県告示第二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和七年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
徳地堀(二)(15)
- 二 区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部  
道路建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

玖珂町(一)57、玖珂町(一)72、玖珂町(一)83、錦見(一)8)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川  
課に備え置いて縦覧に供する。)



### 山口県公安委員会告示第一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年  
山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

令和七年一月三十一日

山口県公安委員会

表山口県周南警察署の部周南西幹部交番の項位置の欄中「大字富田」を「富田新町一  
丁目」に改め、同項所管区の欄中「浜田一丁目」の下に「、浜田二丁目」を加え、「室  
尾二丁目」の下に「、富田新町一丁目、富田新町二丁目」を加える。